

**ブラックバス等の移植（放流）は  
外来生物法で禁止されています。**

### **外来生物法とは・・・**

正式には『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』といい、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

その中で生態系や漁業資源等に重大な悪影響を与えるオオクチバス、コクチバス、ブルーギルなどが特定外来生物に指定されており、それらの生体や卵をほかの池や河川等に移植（放流）することは禁止されています。また、飼育、保管、運搬、販売、譲渡なども禁止されています。

違反した場合は、個人の場合、最高で3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が科せられます。

《お問い合わせ先》  
**金沢市環境保全課**

住 所 金沢市西念3丁目4番25号  
TEL (076) 234-5123  
FAX (076) 220-2518

2006年6月 発行

# **放流禁止!!**

**ブラックバス等を放さないで**



コクチバス



ブルーギル

**金沢市環境保全課**

※ここではオオクチバス、コクチバス、ブルーギルを総じてブラックバス等と言います。

写真提供:石川県水産総合センター内水面水産センター

# ブラックバス等の駆除に向けて広く市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

(ブラックバス等はどう猛な肉食魚、水辺の生き物を食べつくします。)



平成13年度から平成15年度にかけて、地域生態系の保全を目的として、市内のため池でブラックバス等の駆除事業を実施しました。

## Q&A

Q. 外来生物とは・・・？

A. もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他地域から入ってきた生き物のことを指します。中には、家畜のような生活に欠かせない生き物もいますが、その一方で地域の自然環境等に悪影響を与える侵略的な生き物もいます。

Q. 外来生物が引き起こす悪影響とは？

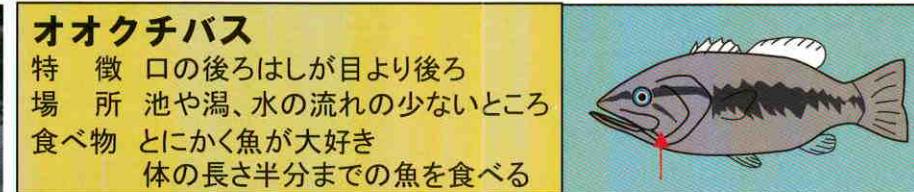
A. ブラックバス等の侵略的な外来生物の場合、もともといた生き物を食べ尽くし地域の生態系を崩しているのが現状です。また、漁業の対象となる魚やその餌も食べ、地域の水産業にも悪影響を及ぼしています。

Q. 生きているブラックバス等を持ち運んではいけないと聞きましたが？

A. 平成17年6月から『外来生物法』が施行され、ブラックバス等の生体や卵の運搬、移植（放流）などが禁止されています。

Q. 釣ったブラックバス等はどうしたら良いですか？

A. 生きていないブラックバス等を持ち運ぶことは違法となりません。家に持ち帰って一般の白身魚同様に調理し、おいしく食べられます。



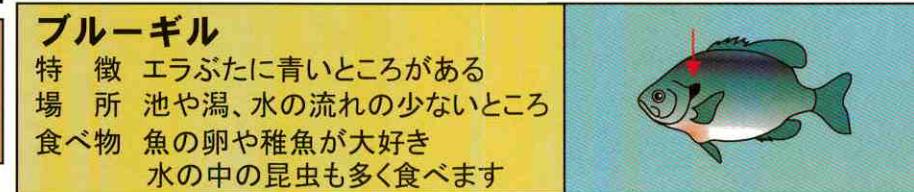
### オオクチバス

特徴 口の後ろはしが目より後ろ  
場所 池や湯、水の流れの少ないところ  
食べ物 とにかく魚が大好き  
体の長さ半分までの魚を食べる



### コクチバス

特徴 口の後ろはしが目より前  
場所 池や湯の他、川の流れの強いところや冷たい水の場所も住める  
食べ物 とにかく魚が大好き



### ブルーギル

特徴 エラぶたに青いところがある  
場所 池や湯、水の流れの少ないところ  
食べ物 魚の卵や稚魚が大好き  
水の中の昆虫も多く食べます



ブラックバスを放さないで!!

ブラックバスはどう猛な肉食魚、  
水辺の生き物を食べつくします。

●当市は黒鮎の放流による生態系の悪化を防ぐため、ブラックバスの放流を禁じています。放流されたブラックバスは、石川県内外の漁業資源に深刻な被害をもたらすおそれがあります。

管理 金沢循水ライオンズクラブ  
金沢市環境保護会 Tel: 234-5123

現在はブラックバス等の放流禁止看板を設置したり、外来魚対策リーフレットを配布するなど、市民への啓発に努めています。

イラスト提供:石川県水産総合センター内水面水産センター